

---

○議長（稲葉昭宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時30分）

---

◎副議長の辞職について

○議長（稲葉昭宏君） 日程第4、副議長の辞職についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、関唯彦君の退席を求めます。

（副議長 関 唯彦君 退席）

○議長（稲葉昭宏君） 事務局長をして辞職願を朗読させます。

（議会事務局長辞職願朗読）

○議長（稲葉昭宏君） お諮りします。関唯彦君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、関唯彦君の副議長の辞職を許可することに決しました。

暫時休憩します。

（午前 9時31分）

---